

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

(写送付先: 科学技術庁長官, 大蔵, 文部両大臣)

大学等への寄付金にたいする免税規定の拡大について(勧告)

標記のことについて、本会議第43回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

現在、わが国諸大学の財政状態には、きわめて不満足なものが多い。私立大学は窮状を脱するため募集人員をふやし授業料等を増額せざるをえず、従って教員对学生の比率や就学経費の面で、国立大学とのあいだの格差をますます拡大させつつある。その国立大学でさえも、研究設備や待遇の面で私企業の研究機関に大きく立ちおけているため、特に研究補助員の性格の要員の確保には非常な困難を感じつつあるほか、人材の海外流出も無視できぬ規模のものとなった。

国家が、教育、研究の助成にいつその支出をすべきことは当然であるが、個人ないし法人が公的性格をもった教育機関にたいして行なう寄付金を税法上優遇する措置を、現在より一段と拡大することも、同時に検討するべきである。現法規は、特に個人寄付にたいする免税規定が厳格に過ぎ、その面では、ほとんどその効果を発揮していない。

本会議は、とりあえず、大学にたいして行なわれる寄付金についての免税措置を拡大するよう、政府に勧告する。具体的には、政府の関係諸機関による立案にまつべきであるが、参考のため、ここに、本会議第3部が作成した試案を付して、政府による積極的な検討を期待する。

説明

1. 私立大学の財政窮状は周知のとおりであるが、比較的恵まれているといわれる国立大学においても、その研究関係諸費は、戦前に比べ、また現在時点でも民間の会社等における研究諸機関に比べ、いちじるしく立ちおけている。

たとえば国立大学の講座研究費予算単価の推移を「非実験」「実験」の別に調べてみると、次のとおりである。

	1935 (円)	1963 (円)	倍率
非 実 験	6,130	654,000	106.7
実 験	11,231	2,579,000	229.3
卸売物価 指数	0,994	3,560	358.3

〔註〕 予算単価は「科学技術白書・昭和39年版」

PP. 24.2-3より、卸売物価指数は日本銀行調のものとする。

すなわち、物価騰貴を考慮すると、「実験」部門でさえも戦前の64%程度でしかない。

また、研究者一人あたりの研究費という点で、大学関係では一ぱん恵まれている自然科学関係の付置研究所では、それが昭和38年度において、2,750,000円であつたが、民間会社の研究所においては、それが7,780,000円であつた。(総理府統計局調)。すなわち、35%程度でし

かない。

国立大学関係でもこのとおりであるが、私立大学となると更に研究費の不足が目立ち、そのいずれについても、国がいつそう補助をおこなうことが望ましい。しかし同時に、個人や法人が、母校関係等を理由に、国公私立いずれであれ、特定の大学に寄付を希望するばあいには、その種の寄付金にたいする免税規定を現在よりも一段と拡大することができれば、大学における教育・研究活動を支援する上で、大きな効果を挙げることが期待できる。

2. 米国の私立大学を例にとるなら、1963—64年度において、卒業生個人からの寄付が

ハーヴァード大学 \$ 2,347,596

エール大学 2,945,461

にのぼり、それぞれほぼ10億円に達した。寄付卒業生1人あたりにして、いずれのばあいも\$126(約45,000円)である。(ハーヴァード大学のばあい、現存卒業生総数48,844人のうち、18,625人が、この年に寄付をした。)これは年年経常的におこなわれる寄付であって、大学側はこれを自由に経常目的に利用することができるが、こうした大規模な寄付が年年おこなわれうるのは、寄付金にたいする免税規定が、米国では大学等にかんし寛大に定められてあるからにほかならない。

3. 日本における現在(本年3月30日現在)の寄付金に対する税制上の取扱いは、およそ次のとおりである。

- (1) 法人税にかんしては、次の3種類に分けて規定されてある。

A. 指定寄付金

これは、国又は地方公共団体に対して行なう寄付金および大蔵大臣が特に指定した寄付金であって、これについては、その金額が損金に算入される。

「大蔵大臣が特に指定した寄付金」には三つの条件がある。すなわち、(a)民法第34条の規定により設立した法人、その他公益を目的とする事業を営む法人または団体に対して行なったものであること。(b)広く一般に募集されるものであること。(c)教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられるものであること。以上である。この指定は、通常、期限をかぎってなされるもので、その期限は半年ないし1年というのが普通であるが、申請により、期限が延長されることもある。いうまでもなく、この種の指定寄付金の対象となる法人や団体は、大学や学校にかぎるわけではなく、最近の例でいっても、次のような法人や団体が指定を受けた。

〔例〕 財団法人結核予防会広島県支部(昭35.11)

宗教法人本願寺(昭35.11)

財団法人日本刑事政策研究会(昭35.12)

財団法人高輪美術館(昭36.3)

ガーナ国野口英世遺跡顕彰会(昭36.4)

沖縄陸上競技場建設後援会(昭36.7)

日本火山学会(昭36.7)

社団法人国民生活研究所(昭36.11)

社団法人京都大学学士山岳会（昭37.3）

財団法人岡山地方発明センター（昭38.1）

財団法人自動車高速試験場（昭38.2）

全国音楽教育連合会（昭38.3）

なお「国又は地方公共団体に対して行なう寄付金」のなかには、たとえば、国立大学の施設を拡張するために設けられた後援会への寄付で、その目的である施設が完成後遅滞なく国に帰属することが明らかなものは、たとえ後援会をとおした場合にも、それとして含まれることになっている。

B. 一般の寄付金

上記の「指定寄付金」以外は、「一般の寄付金」と見なされ（ただし、昭和36年度に、次にのべる「別枠寄付金」の特例が設けられるようになった。）この「一般の寄付金」については、損金算入に限度がもうけられてある。その限度は通常の場合—

$$\left\{ \left(\text{資本金額等} \times \frac{25}{10,000} \right) + \left(\text{所得金額} \times \frac{25}{1,000} \right) \right\} \times \frac{1}{2}$$

という算式によって定められる。

〔例〕 資本金額が500万円で再評価積立金額が200万円の一般法人を想定し、それが或る事業年度に、400万円の所得をあげたとすると、損金算入の限度額は、700万円の $\frac{25}{10,000}$ である17,500円と400万円の $\frac{25}{1,000}$ である100,000円とを加えて、2で割った58,750円となる。もしその会社がその年に100,000円の寄付をしたとすれば、差引き41,250円は、損金算入をみとめられない。

C. 別枠寄付金

いわゆる「試験研究法人等」に対してなされた寄付金のこと、これについては特例を設けて、ある限度まで損金算入を認めることになっている。ここで「試験研究法人等」と呼ばれるのは、次のものを含む。

(a) 特定の指定を受けている次の諸機関：理化学研究所、日本原子力研究所、日本でん菜振興会、日本科学技術情報センター、私立学校振興会および日本育英会。

(b) 民法第34条の規定により設立した法人で、次に掲げる業務を行なうことを主たる目的とするもの。

(i) 科学技術（自然科学にかかわるものに限る。以下同じ）に関する試験研究

〔例〕 財団法人日本放射線高分子研究協会、財団法人電力中央研究所、等

(ii) 科学技術に関する試験研究を行なう者に対する助成金の支給

(iii) 科学技術にかんする知識および思想の総合的な普及啓発

〔例〕 財団法人日本科学技術振興財団 等

(iv) 学術にかんする研究（(i)に掲げるものを除く）

〔例〕 財団法人東洋文庫、財団法人法政大学、大原社会問題研究所、財団法人三菱経済研究所、財団法人労働科学研究所、等

(v) 学校教育（学校教育法第1条に規定する学校における教育に対する助成）

〔例〕 財団法人一橋大学後援会、財団法人東京女子大学後援財団、財団法人北海道私学

振興基金協会 等

(f) 学生もしくは生徒に対する学資の支給もしくは貸与又はこれらの者の修学を援助するための寄宿舎の設備運営

〔例〕 財団法人長崎県育英会、財団法人静岡県学生会館等

(c) 私立学校法第3条に規定する学校法人で、学校の設置を主たる目的とするもの

以上の「試験研究法人等」に対しておこなわれた寄付金については、上記の「一般の寄付金」の損金算入限度額をこえて、ある限度内で損金算入がみとめられている。その限度の算定は、「一般の寄付金」損金算入限度額をふくらませる方式によるものであり、最高限、上記Bの算式で計算された限度額の2倍をこえることはできない。したがって、すでに「一般の寄付金」がその限度いっぱい損金算入の取扱いを受けているときには、「試験研究法人等」への寄付金は、それと同額までしか損金算入を認められない。(実際の算式は、もうすこし複雑で、損金算入限度額はこれより少なくなることが多い。)

(2) 所得税にかんしては、所得処分の形でなされる寄付金と、資産処分の形でなされる寄付金(遺贈のばあいについては、下記(3)を参照)に分けて、これを述べることができる。

A. 所得処分の場合

個人がその所得を寄付金の形で処分し免税の恩恵に浴しうるのは、その寄付金が次の種類のものである場合に限る。

(a) 国又は地方公共団体に対してなした寄付金

(b) 上記法人税の場合の「指定寄付金」に該当するもの

(c) 上記法人税の場合の「別枠寄付金」に該当するもの

この場合の免税規定は税額控除の形をとっており、その算定式は次のとおりである。

$$\left\{ \text{寄付金} - \left(\text{所得金額} \times \frac{3}{100} \right) \right\} \times \frac{30}{100}$$

ただし、この算式には、いくつかの限定が付されてある。

すなわち、「寄付金」は所得金額の20%を限度とする。「所得金額」は通常の所得金額の上に退職所得と山林所得を加えたものとする。

「所得金額 $\times \frac{3}{100}$ 」が30万円をこえた場合は30万円を限度とする。

したがって、寄付金と税額控除との関係を図でもって示せば、次のとおりとなる。

すなわち、年間所得200万円の人を例にとるなら、寄付金は年間6万円をこえるのでなければ、控除の対象とならず、また40万円以上はどれだけ寄付しても、控除額10万2000円が天井で、それ以上は控除されない。

B. 資産処分の場合

個人がその生存中に資産を寄付した場合には、その寄付した時の価額により譲渡があったものとして譲渡所得または山林所得の課税が行なわれることになっているが、次の場合は、この課税をしないことになっている。すなわち、

(a) 国または地方公共団体に財産を寄付した場合

(b) 民法第34条法人その他公益事業を営む法人に財産を寄付した場合に、その寄付財産が公益の目的に供され、大蔵大臣の承認を受けたとき。(なお、公法人の設立に際して財産を寄付

した場合も、これと同様である。)

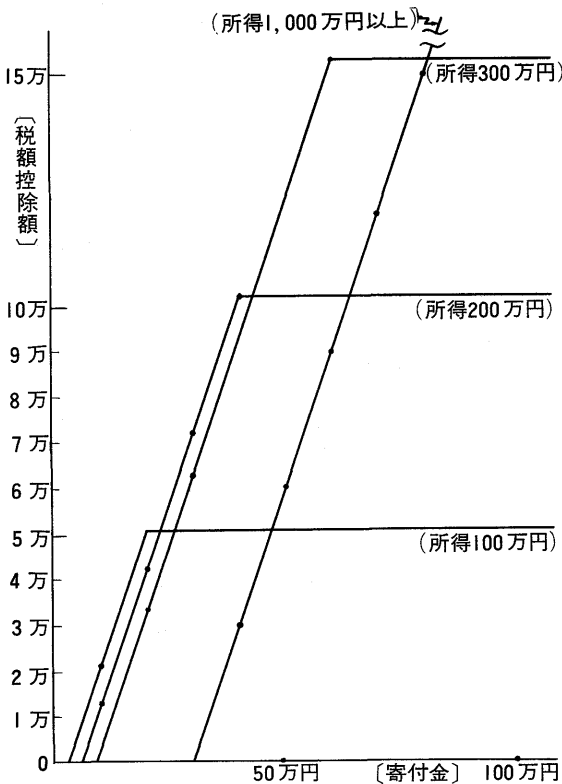
(3) 相続税(贈与税)にかんしても、寄付について次のような免税規定がある。すなわち

A. 遺言または贈与により公益事業を営む個人または法人に対し財産を寄付した場合において、その寄付者と当該個人または法人との間に特別な関係があるときは、当該個人または法人との間に特別な関係があるときは、当該個人または法人(この場合、法人は個人とみなす)に対して相続税または贈与税が課税されるが、寄付者と当該個人または法人との間に特別な関係がなく、かつ、寄付財産がその公益事業の用に供される場合には、課税をしない。

B. 相続人または受遺者が相続または遺贈により一旦取得した財産を、相続税の申告規限までに、国もしくは地方公共団体または試験研究法人等に寄付した場合には、その財産について相続税を課税しない。

4. 寄付金にかんする現行法規は以上のとおりであるが、実際問題として、いちばん広く利用されているのは法人税関係の「指定寄付金」であって、個人が税額控除を受ける程度にまで寄付をするという事例は非常にすくない。また「試験研究法人等」の免税規定を利用しうる場合も、あまり多くないようである。

概して云えば、現在の寄付金にかんする免税規定は、諸外国に比べても、かなりきびしく、それにはそれ相当の理由があったと云えないことはない。免税規定をきびしくする理由とし



て、国税の減収という点が指摘されることがあるが、この点はそれほど重要視すべきこととも思われな。なぜなら、大学等にたいしては政府としても今後各種の補助金を増額せざるをえないであろうところを、寄付金に対する免税規定拡大によって、その分が或る程度つぐなわれるるのであれば、才入の減は才出の減によって相殺されることになるだろうからである。

次にしばしば指摘されるのは、免税規定を拡大することともなり各種の弊害についてである。過去においても、当局が心配するような弊害があったことは否定できないが、この点にかんしては、あとも述べるように、対策がないわけではない。

更にいまひとつ提起される論点は、寄付金が所得処分の方途として一般性に乏しく、特に大学等への寄付金を優遇する

ことは、なおさら特殊の措置になるという点である。現行の税法で所得控除をみとめられているのは、配偶者控除、扶養控除、生命保険控除のように、一般的な性格をもったものであることにまちがいないが、現在の時代においては、大学等への寄付金もかなりの一般性もちうるものと見て差支えないと思われる。

[免税規定拡大の試案]

現行の寄付金にかんする免税規定は、「一般の寄付金」から「指定寄付金」にいたるまで、寄付金の性格を非常に広くとらえたものであるが、ここでの提案は、寄付金のなかでも特に大学にたいして行なわれる寄付金および一部の研究機関に対して行なわれる寄付金に限定した上のものであって、その主旨は、大学等における研究・教育のための財政的基盤をいっそう強固にし、かつその経常的運営にいっそうの流動性をもたせようとするものにほかならない。この主旨にもとづく免税規定拡大の試案としては、次のようなものが考えられる。

1. 現在、学校教育法第1条に規定する学校にかんしては、そこでの教育助成のための寄付金が「試験研究法人等」への寄付金として、法人、個人いずれについても、或る限度内で免税優遇の規定が設けられているが、このうち大学にかんするものは別枠とし、「寄付金特別控除適格団体」一覧表に列挙することとする。この一覧表中には、大蔵省または国税庁による認定を通じて、「試験研究法人等」中の研究機関をも含めうることとする。また現在は「指定寄付金」の対象として期限を定めて寄付金控除を認められている学校法人等についても、それが大学または適格研究機関である場合には、この一覧表中に含める。
2. 同一一覧表に含まれた大学等（財団法人△△大学後援会の形をとる場合が多いものと思われる）にたいする寄付金は、法人によるものは、いつでもその全額を損金に算入することができるものとする。
3. 同じく同一一覧表に含まれた大学等への寄付金で個人によるものは、所得税法上、所得控除を認めることとし、そのさい、ある最低額までは寄付金の全額を、そしてそれを超える部分については、その一部分を控除することのみとめることとする。その最低額以内の寄付金であれば、生命保険控除の場合と同様に、年末調整で源泉処理ができるようにする。同時に、その他の寄付金についても、現行の税額控除制を所得控除制にあらためる。
4. 上記一覧表に含まれた寄付金の処理を事務局に円滑ならしめるため、また弊害を生じさせないような行政的監督を行ないやすくするため、「大学等振興中央財団」（仮称）を設け、その種の寄付金のトンネル機関とすることも考えられる。その場合、寄付者は、寄付の対象機関を指定することもできれば、その処分を「中央財団」に委任することもできることとする。なお、寄付対象の指定のない場合は、私立大学ならびに民間純研究機関を優先することとする。